



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1182 平成29年度学校給食用和歌山県産野生鳥獣肉(ジビエ)及びその加工品の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (畜産課)..... 1
- 1183 平成29年度川中県有林搬出間伐事業及び平成29年度川中県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (森林整備課)..... 3
- 1184 保安林の指定の解除予定 (")..... 5
- 1185 林業種苗生産事業者講習会の実施 (")..... 5
- 1186 平成29年度学校給食用冷凍鯨肉の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (水産振興課)..... 6
- 1187 公共測量の実施 (技術調査課)..... 8
- 1188 公共測量の終了 (")..... 8
- 1189 道路の区域変更 (道路保全課)..... 8
- 1190 道路の供用開始 (")..... 9

○ 公告

- 役務の提供等の契約に係る入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課)..... 9

告 示

和歌山県告示第1182号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産野生鳥獣肉(ジビエ)及びその加工品の調達に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成29年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産野生鳥獣肉(ジビエ)及びその加工品
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年9月12日(火)現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 食肉（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「食肉等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、食肉等の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 食肉等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 業務概要調書
 - ウ 業務実績調書
 - エ 役員等に関する調書
 - オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
 - キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
 - ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - サ 使用印鑑届
 - シ 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し
 - ス 2の（10）に掲げる許認可等を受けていること又は2の（10）に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し
- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年9月12日（火）から同月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年9月19日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成29年9月12日（火）から同月19日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2924
ファクシミリ番号 073-431-0904
- 6 資格審査の結果の通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成29年9月25日（月）までに郵送する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度川中県有林搬出間伐事業及び平成29年度川中県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 平成29年度川中第1号川中県有林搬出間伐事業
イ 平成29年度川中第2号川中県有林間伐材販売事業

(2) 履行期限

- ア 平成29年度川中第1号川中県有林搬出間伐事業
平成30年2月28日（水）まで
イ 平成29年度川中第2号川中県有林間伐材販売事業
平成30年2月28日（水）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年9月12日（火）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
 - (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
 - (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
 - (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に記載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
 - (11) (10) の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成29年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 使用印鑑届
 - オ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する税の全税目
 - (ウ) 法人にあつては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人にあつては直近1年度分の市町村民税
 - キ 2 (9) から (11) までの要件を満たしている者であることを証する書類
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - (2) (1) のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年9月12日（火）から同月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。
 - (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年9月12日（火）から同月14日（木）まで

の間に日高振興局農林水産振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年9月12日（火）から同月25日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

日高振興局農林水産振興部林務課

御坊市湯川町財部651

郵便番号 644-0011

電話番号 0738-24-2912

ファクシミリ番号 0738-24-2913

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年9月28日（木）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、(2)の書面を受理した日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1184号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字吉見字鳥羽澤487の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1185号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開催日時 平成29年10月18日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
 - (1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
 - (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）
- 3 講習科目
 - (1) 種苗に関する法令

- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項
- 4 講習受講の申込み
受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に平成29年9月27日（水）までに申し込むこと。
- 5 その他
 - (1) 申込書の用紙は、林務課で交付する。
 - (2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：1,800円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第1186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用冷凍鯨肉の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成29年度
- (2) 調達案件名
学校給食用冷凍鯨肉
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年9月12日（火）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 魚介類（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「魚介類等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、魚介類等の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下

「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合には、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 使用印鑑届

シ 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の（10）に掲げる許認可等を受けていることを証する書類又は2の（10）に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者には、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年9月12日（火）から同月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年9月19日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年9月12日（火）から同月19日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3007

ファクシミリ番号 073-431-2244

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成29年9月25日（月）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1187号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(現地調査)
- 2 作業期間 平成29年8月31日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市平井地先から和歌山県岩出市山地先まで

和歌山県告示第1188号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 平成28年11月28日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

和歌山県告示第1189号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市鮎川字愛賀合3519番1地先から同市鮎川字愛賀合2376番6地先まで	旧	6.60 ? 38.70	661.80	
同上	旧	9.20 ? 62.50	499.20	下津屋口1号橋 L=59.50 赤木谷橋 L=30.00

同上	新	9.20 } 62.50	499.20	下津屋口1号橋 赤木谷橋	L=59.50 L=30.00
----	---	--------------------	--------	-----------------	--------------------

和歌山県告示第1190号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 市鹿野鮎川線

供用開始の区間 田辺市鮎川字愛賀合3519番1地先から同市鮎川字愛賀合2376番6地先まで

供用開始の期日 平成29年9月12日

公 告

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の定期審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成29年9月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）

2 申請者に必要な条件

次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限り

でない。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (7) 入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
 - ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
 - カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、住民票
- (3) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- (4) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

- (5) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - (6) 入札に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類
 - (7) 入札に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験（新たにその営業を始めた者にあつては、その業務種目に類似した業務についての営業経験）があることを示す書類
 - (8) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 4 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所
- (1) 申請書類の提出場所
資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。
なお、各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局申本建設部総務用地課及び警察本部会計課を経由して提出することができる。
 - (2) 申請書類の用紙の配布場所
別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局申本建設部総務用地課及び警察本部会計課とする。
なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。
- 5 資格審査申請の期間
資格審査の申請ができる期間は、平成29年10月2日（月）から同月31日（火）までとする。
- 6 申請書類に用いる言語等
申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
 - (2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 資格審査の結果の通知
申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。
- 8 入札参加資格者の公表
入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。
- 9 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までとする。
- 10 競争入札等の公示
1の契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。
- 11 問合せ先
和歌山県会計局総務事務集中課物品班
郵便番号 640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2293

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口	業務種目		申請窓口	
大分類	小分類		大分類	小分類		
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課	2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 建築物周辺清掃・保守			2 樹木管理・芝生管理（剪定・殺虫消毒を含む。）		
	3 建築物飲料水貯水槽清掃		3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		3 道路凍結防止
	4 ボイラーの運転・清掃・保守			2 ポート等撤去		
	5 建築物ねずみ昆虫等防除			3 道路凍結防止		
	6 シロアリ駆除		4 警備	1 建物警備		5 交通誘導・交通整理・警備
	7 浄化槽保守			2 機械警備		
	8 給排水・換気設備等保守			3 港湾・空港施設警備		
	9 冷暖房設備等保守（ボイラー式のものとは「4」による。）			4 防犯パトロール		
	10 電気設備等の運転・監視			5 交通誘導・交通整理・警備		
	11 電気設備等保守		5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理（収集・運搬）		6 情報処理
	12 音響、放送、時計設備等保守			2 産業廃棄物処理（中間処理・処分）		
	13 有線通信設備保守			3 一般廃棄物処理（収集・運搬）		
	14 無線通信設備保守		6 情報処理	1 システム調査・分析		情報政策課
	15 テレビ電波障害対策設備保守			2 システム開発・改良・運用・保守		
	16 中央監視設備等保守			3 ハードウェア保守		
	17 昇降機等保守			4 情報処理サービス		
	18 自動ドア保守			5 インターネットコンテンツ作成・運用		
	19 附帯設備保守			6 データ処理		
	20 建具・床等保守					
	21 危険物施設保守					
	22 消防設備保守					
	23 避雷設備保守					
	24 建築物空気環境測定					
	25 建築物等の点検					
	26 建築設備等の点検					

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 特殊設備 保守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務 事務 集中 課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 船舶無線設備の保守管理	
	11 排水・脱臭処理設備保守管理	
	12 海水・雨水処理装置保守管理	
	13 工業用水道施設運転・保守管理	
	14 工業用水道設備点検・保守管理	
	15 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
8 機械等保 守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 分析機器保守管理	総務 事務 集中 課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	9 ガントリークレーン保守管理	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務 事務 集中 課
	2 貨物運送	

業 務 種 目		申請 窓口		
大分類	小分類			
9 運送・保管	3 自動車運搬	総務 事務 集中 課		
	4 美術品運送			
	5 梱包・発送			
	6 保管			
	7 公用自動車運行・保守管理			
	10 企画・広 告・手配		1 メディア制作	総務 事務 集中 課
			2 広告・広報	
3 デザイン企画制作・写真撮影				
4 大会・イベント企画運営				
5 研修企画実施				
6 旅行手配				
7 賞状等筆耕				
8 速記・テープ起こし				
9 壺花生け込み・貸植木				
11 測定・検 査・調査 研究等		1 環境測定 (水質)	総務 事務 集中 課	
		2 環境測定 (土壌)		
		3 環境測定 (大気質)		
	4 環境測定 (騒音・振動)			
	5 アスベスト濃度測定			
	6 ダイオキシン類測定			
	7 理化学検査・食品検査			
	8 臨床検査 (医療機関外)			
	9 健康診断			
	10 被曝線量測定検査			
	11 調査研究・統計作業 (社会経済分野)			
	12 調査研究・統計作業 (自然科学分野)			
	13 地形調査・測量			

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
12 森林整備 等	1 森林整備	森林 整備 課
	2 森林調査 (I)	
	3 森林調査 (II)	
	4 森林病害虫対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	総務 事務 集中 課
	2 学校給食	
14 リース・レン タル	1 建物リース・レンタル	総務 事務 集中 課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 林業機械リース・レンタル	
	8 船舶リース・レンタル	
	9 資機材リース・レンタル	
	10 白衣類リース・レンタル	
	11 医療基準寝具類リース・レンタル	
	12 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文 化財保存	1 美術品保存修理	総務 事務 集中 課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務 事務 集中 課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務 事務 集中 課